

「受動喫煙防止対策強化(厚生労働省)案」の調整進捗状況(推測)

逐次更新

H30.12.17

※ 様々な情報に基づき、現在の調整状況を推測したもの

全国生活衛生同業組合中央会(受動喫煙防止対策協議会)

区分 業種別 (同業組合別)	店舗・施設(生活衛生業は「第二種施設」に該当)							屋外の喫煙場所 (敷地内喫煙には基準なし)
	お客用スペース (客席、客室等)				従業員用スペース (工場、作業場、厨房、事務所、休憩室等)			
	原則禁煙 (喫煙室設置可)		分煙			原則禁煙 (喫煙室設置可)		
	原則	喫煙する場合	フロア指定	席・場所指定 (衝立等非密閉)	時間	原則	喫煙する場合	
理容	禁煙	喫煙室可	×	×	×	禁煙	喫煙室可	敷地内の場所指定
美容	禁煙	喫煙室可	×	×	×	禁煙	喫煙室可	敷地内の場所指定
興行	禁煙	喫煙室可	×	×	×	禁煙	喫煙室可	敷地内の場所指定
クリーニング	禁煙	喫煙室可	×	×	×	禁煙	喫煙室可	敷地内の場所指定
公衆浴場	禁煙	喫煙室可	×	×	×	禁煙	喫煙室可	敷地内の場所指定
旅館、ホテル	禁煙	喫煙室可	×	×	×	禁煙	喫煙室可	敷地内の場所指定
(宿泊者用客室内) ※居住の場所と見なす		(喫煙可能)	—	—	—	—	—	—
(旅館、ホテル内の飲食店)	(施設内の場所を使用して飲食店営業、喫茶店営業を行っている場合には飲食店の取扱いに準ずる。ただし、旅館、ホテルが直営する場合を除く(旅館、ホテルとしての基準を適用)。							

「喫煙室」を設置する場合には技術的基準、喫煙等「標示」義務を遵守

麺類	飲食店	(注) ①「飲食店」とは、飲食店、喫茶店の営業許可を取得して営業している店舗 ②「新設店舗」とは、2020年4月1日以降に開店する店舗(営業許可日で判断) ③「既存店舗」とは、2020年3月31日以前に開店し、現に存在する店舗(営業許可日で判断)		敷地内の場所指定	
飲食(一般)		[既存特定飲食提供施設] A 既存(小規模)店舗 (客席面積100㎡以下) (注) 営業主体が個人又は中小企業(資本金・出資総額5千万円以下(一つの大規模会社が発行済株式総数の1/2以上を有する場合を除く)) ⇒ 喫煙可能(20歳未満(客・従業員)立入禁止) (注)「喫煙」の標識を掲示(義務)	「喫煙」、「喫煙室」設置を選択する店舗は次の事項を実施 ① 喫煙、喫煙室等に関する各種の「標示」の実施(義務)	敷地内の場所指定	
喫茶飲食				敷地内の場所指定	
すし				敷地内の場所指定	
中華料理		B 既存店舗 (客席面積100㎡超) (注) 小規模店で資本金・出資総額5千万円超の場合を含む。 ⇒ 喫煙禁止(20歳未満(客・従業員)立入可) ⇒ 「喫煙専用室」内喫煙可(飲食不可、20歳未満立入禁止)、加熱式タバコ限定の喫煙室内(飲食可、20歳未満立入禁止)	② 受動喫煙の可能性のある場所は20歳未満(客・従業員)立入禁止(義務)	敷地内の場所指定	
社交飲食				敷地内の場所指定	
料理		C 新設店舗 (面積基準なし) ⇒ 喫煙禁止(20歳未満(客・従業員)立入可) ⇒ 「喫煙専用室」内喫煙可(飲食不可、20歳未満立入禁止)、「加熱式たばこ専用喫煙室」内(飲食可、20歳未満立入禁止)	③ 求人広告、雇用の際に受動喫煙の可能性について、明示(義務)	敷地内の場所指定	
氷雪(かき氷店等)				④ 健康被害が生じる可能性を店頭へ表示?(要確認)	敷地内の場所指定
食肉(焼肉店等)					⑤ 店舗の喫煙環境をインターネット広告(店舗のホームページ)等で表示(努力義務)
食鳥肉(焼鳥屋等)				敷地内の場所指定	
		フロア分煙可能 ⇒ 例 1階を禁煙、2階を喫煙 (たばこの煙は上に拡散) (注) 時間区分による分煙は認めない			

氷 雪	禁煙	喫煙室 可	×	×	×	禁煙	喫煙室 可	敷地内の場所指定
「喫煙室」を設置する場合には技術的基準、喫煙等「標示」義務を遵守								
食 肉	禁煙	喫煙室 可	×	×	×	禁煙	喫煙室 可	敷地内の場所指定
食鳥肉	禁煙	喫煙室 可	×	×	×	禁煙	喫煙専用室 可	敷地内の場所指定

その他事項	
喫煙室 ① 喫煙専用室 ② 加熱式たばこ専用喫煙室 等	<ul style="list-style-type: none"> ・屋内の喫煙室は、喫煙室から屋内への煙の流出防止措置を講ずることが必要 ・喫煙室出入口の風速は、喫煙室外から室内に向けて毎秒0.2m以上が必要 ・喫煙時の喫煙室の空気は、原則屋外へ排気（ビルオーナー等の許可が得られず、屋外に排気できない場合には、空気清浄装置・機能等により受動喫煙防止・軽減環境を整備（基準設定） ・屋外排気装置・設備がなく、排気を屋内で循環させて要件を満たす場合には助成制度の対象外（平成27年厚生労働省労働安全衛生部長通知）
喫煙目的施設 喫煙を主目的とする施設 ① 公衆喫煙所 ② 喫煙目的のバー、スナック等 ③ 店内喫煙可能なたばこ販売店	<p>（生活衛生業関係）</p> <p>② 喫煙を主目的とするバー（シガー、シガレット）、スナック等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たばこの対面販売（出張販売を含む）を行っていること（製造たばこ小売販売業許可を確認） ・設備を設けて客に飲食させる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く）を行うもの（注）「通常主食と認められる食事」とは、社会通念上主食と認められる食事（出前を含む） <p>③ 店内で喫煙可能なたばこ販売店（旅館・ホテル内の販売店を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たばこ又は喫煙器具の販売（たばこは対面販売に限る）を行っていること ・設備を設けて客に飲食をさせる営業を行っていないこと <p>※「喫煙目的施設」：多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、<u>喫煙場所を提供することを主たる目的とする施設</u>（バー、スナック等でスパゲティやラーメン、すし等（出前を含む）を提供する場合には、たばこ販売許可を得ても喫煙目的施設の対象外）</p>